| | | |
|---|---|---|
| ［略］ | ［略］ | ［略］ |
| 改正前施行規程第百五十九条第一項第九号 | 振込金融機関を変更するときは、新たな振込金融機関及び従前の振込金融機関 | 払渡金融機関を変更するときは、次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項<br>イ　支給を受けようとする預金口座として公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第三条第一項、第四条第一項及び第五条第二項の規定による登録に係る預金口座（以下この号において「公金受取口座」という。）を利用する者　新たな払渡金融機関の名称、所在地及び公金受取口座の口座番号並びに支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用する旨並びに従前の払渡金融機関<br>ロ　イに掲げる者以外の者　新たな払渡金融機関の名称、所在地及び預金口座の口座番号並びに従前の払渡金融機関 |
| 改正前施行規程第百五十九条第二項第三号 | 振込金融機関を変更するときは、新たな振込金融機関の名称及び所在地並びに預金口座番号を記載した書類 | 前項第九号ロに掲げる者が払渡金融機関を変更するときは、新たな払渡金融機関の預金口座の口座番号についての当該払渡金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類 |
| ［略］ | ［略］ | ［略］ |

| | | |
|---|---|---|
| ［同上］ | ［同上］ | ［同上］ |
| 改正前施行規程第百五十九条第二項第三号 | 振込金融機関を変更するときは、新たな振込金融機関の名称及び所在地並びに預金口座番号を記載した書類 | 払渡金融機関を変更するときは、新たな払渡金融機関の名称及び所在地を記載した書類並びに預金口座の口座番号についての当該払渡金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類 |
| ［同上］ | ［同上］ | ［同上］ |